資　料　4

（仮称）小平市こども条例のこども施策に関する基本的事項について

1　こども施策に関する基本的事項とは

こどもの健やかな成長をはかるこども施策の推進にあたり、考慮されるべき基本的な事項を定めています。

2　こども施策に関する基本的事項（案）

（こどもが安全・安心に生活することができる環境づくり）

1　市は、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こどもが安全・安心に生活することができるようにする。

2　市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設は、こどもを犯罪、事故その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るようにする。

（こども・子育て家庭への支援）

1　市は、すべてのこどもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行う。

2　市は、保護者が子育てをするに当たり、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、必要に応じて相談支援を行うなど、子育てしやすい環境づくりを行う。

3　市は、地域社会がこども及び子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場でこどもの成長を支えていくよう気運醸成を行う。

（こどもの居場所づくり）

1　市は、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こどもが安心して過ごすことができ、遊び、学ぶための多様な居場所づくりを行う。

2　市は、こどもの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保する。

（こどもの意見表明及び地域社会への参画）

1　市は、こどもに直接関係することについて、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりに取り組み、地域社会へ参画する機会を確保する。

2　市は、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が反映されるよう十分に配慮する。

（こどもの権利の普及・啓発）

市は、こどもの権利について、こども、保護者及び市民等が学び、理解することができるよう普及・啓発を行う。

（相談への対応）

1 市は、市民等及び育ち学ぶ施設と協力し、こども又は保護者が悩んでいること、困っていること等について、相談しやすい環境を確保する。

2 市は、こども又は保護者からの相談に対し適切な支援を行うことができるよう、日頃から関係機関との連携体制を強化する。

（こどもに対する権利侵害の防止）

1 市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利の侵害を受けることなく、安心な生活を送ることができるようにする。

2 市、保護者、市民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する権利侵害の予防と早期発見に努める。

3　他市の状況

<u>○町田市</u>

第４章 子どもの権利の保障の推進

（子どもの権利の普及）

第１３条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。

２ 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

（権利の侵害からの救済）

第１４条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

２ 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

３ 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

（有害又は危険な環境からの保護）
第１５条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。
（子どもの居場所づくり）
第１６条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。
２ 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。
３ 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。
（子育て家庭等への支援）
第１７条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。
２ 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。
（意見表明及び参画の促進）
第１８条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。
２ 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。
３ 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。
（子どもへの情報発信）
第１９条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

<u>○国立市</u>
第４章
子どもにやさしいまちづくりの推進
（子どもの意見が尊重される環境の整備）
第 13 条 市は、子どもが自分の気持ちや考えを表明することができるよう、必要な環境を整備するものとする。

２　市は、施策を実施するに当たり、子どもの意見を聴くとともに、その意見については、子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重し、子どもにとって最もよい事を第一に考えて施策に 反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者（以下「市民等」という。）に対し、子どもが自分の気持ちや考えを表明できる環境を整備するよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、及び市民等と連携するよう努めるものとする。

（子どもが相談できる環境の整備）

第 14 条 市は、子どもが自分の抱える課題等について気軽に相談できる環境を整備しなければならない。

２　市は、市民等に対し、子どもが自分の抱える課題等について気軽に相談できる環境を整備するよう働き かけるとともに、これを積極的に支援し、及び市民等と連携するよう努めるものとする。

（子どもの権利の周知と学び）

第　15 条 市は、市民等に対し、この条例及び子どもの権利について周知するとともに、市民等が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければならない。

（国立市子どもの権利の日）

第　16 条 市は、広く市民の子どもの権利に対する理解と関心を深め、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、国立市子どもの権利の日を設ける。

２　国立市子どもの権利の日は、 11 月 20 日とする。

（子育て家庭への支援）

第　17 条 市は、保護者に対し、安心して子どもを監護・養育し、もって保護者が子どもの権利を保障できるよう支援するものとする。

２　市は、市民等において、保護者に対し、安心して子どもを監護・養育するための支援を行う場合は、これに協力するよう努めるものとする。行う場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（配慮が必要な子ども・家庭への支援）

第 18 条　市は、特に配慮が必要な子どもの把握に努めるとともに、その存在を確認した場合は、当該子どもとその家庭の状況を把握し、関係機関と連携・協力して適切な支援をしなければならない。

（乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備）

第 19 条　市は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を保障し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者と協力して学びの環境を整備するよう努めるものとする。

２ 市は、子どもが成長・発達の過程及びその後の生涯において、複雑多様化した課題を乗り越えていくことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と協力し、子どもが乳幼児期から自己肯定感や主体性を育むことができる環境を整備するよう努めるものとする。

（子どもの居場所づくりの推進）
第 20 条 市は、市民及び関係機関と連携・協力し、全ての子どもにおいて、自分にとって大切となる多様な経験を得ること、様々な世代の人々と触れ合うこと、自然と親しむことなどができる居場所、何もしなくてよい、ほっとできる居場所その他の子どもの豊かな育ちにつながる居場所をつくるよう努めるものとする。
（不当な取扱い等に対する取組）
第 21 条 市は、関係機関と協力し、子どもに対する不当な取扱い等の予防と早期発見に取り組むものとする。
２ 市及び関係機関は、不当な取扱い等を受けた子どもに接するに当たっては、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの意思を尊重するよう努めなければならない。
３ 市は、不当な取扱い等を受けた子どもを速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な対応を行うものとする。
４ 市及び市民等は、犯罪等に巻き込まれた子どもが再び犯罪等に関わることのないよう、それぞれの子どもの背景に留意しつつ、必要な取組を行うよう努めるものとする。
（危険な環境等からの保護）
第 22 条 市及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもの成長や発達に影響を及ぼす公害、子どもの日常生活 において著しく事故や事件につながるおそれがある環境、子どもの人格形成に有害であると法律等で認められている情報等（以下この条において「危険な環境等」という。）から子どもを守るとともに、子どもたちが自ら危険な環境等から身を守るために必要な情報の提供に努めるものとする。

〇狛江市
第４章　基本となる施策
（虐待の防止）
第 13 条　子どもに対する虐待は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。
２　市、施設関係者及び団体は、子どもが虐待を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な対策を講じます。
３　市は、子どもが虐待を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。
４　市は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待の早期発見のために必要な体制を整備するとともに、虐待を受けた子どもに対し、迅速かつ適切に必要な支援を行います。
５　市は、子どもに対する虐待の防止及び早期発見のため、子育て家庭へ必要な支援を行うとともに、大人、保護者、施設関係者及び団体に対し、必要な啓発に努めます。
６　市は、虐待を受けたことその他の理由により、保護者から離れて暮らしている子どもに対

し、関係機関と協力し、安心して安定した日常生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

（いじめの防止）

第 14 条　いじめ（狛江市いじめ防止基本方針に定めるいじめをいいます。以下同じです。）は、子どもの権利を侵害するものであり、どのような理由があっても許されるものではありません。

２　市及び施設関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心して過ごすことができる環境を整え、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、互いに連携して組織的にいじめの未然防止、早期発見及び対処に取り組みます。

３　市、施設関係者及び関係機関は、子どもに対するいじめの不適切な行為及び言動が確認された場合には、速やかにその行為を止め、いじめを受けた子どもが安心を取り戻せるよう支援を行います。この場合において、そのような行為を行った子どもに対しても、適切な支援を行います。

（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり）

第 15 条　全ての子どもには、生まれ育った環境にかかわらず、安心してありのままで育つ権利があります。その権利を守るために、市は、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラー等、困難な家庭環境におかれている子どもの早期発見及び支援に取り組むとともに、それらに起因して格差を感じたり、生活の幅が狭まってしまったりすることのないよう環境整備に努めます。また、子どもの生活する家庭や地域を視野に支援を行います。

２　市は、子どもが健康を保持し、増進していくとともに、ありのままに豊かに育つための安全で良好な環境を整備します。

３　市、大人、保護者、施設関係者及び団体等は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

（子どもの居場所づくり）

第 16 条　市は、子どもやその保護者との対話を重ね、子どもの成長・発達に応じて、子どもが求める多様な居場所を量、質や機能の面で充実させ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めます。

２　市、施設関係者及び団体は、子どもの成長・発達に応じて、子どもが望む遊びや学び、多様な体験・人との交流等により、豊かな人間性を育むことができる機会の提供や必要な場づくりに努めます。

（意見表明及び参加・参画の促進）

第 17 条　市は、子どもに関する施策について、子どもが安心して意見表明し、参加・参画することができる機会を提供します。

２　市、大人、保護者、施設関係者及び団体は、子どもが安心して意見表明することができる機会を提供し、子どもの意見、気持ち及び考えを聴いて検討した上で、検討した結果と、その

理由について子どもに伝えていくよう努めます。
（相談体制）
第18条　市は、子どもが暴力、いじめ、虐待及び体罰等の権利侵害その他の不利益を受けた場合のほか、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じること等を気軽に話すことができるよう安心して日常的に相談等ができる窓口体制を整備します。
２　施設関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めなければなりません。
３　市は、子どもからの相談について適切な支援を行うほか、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携体制の強化に努めます。
（子育て家庭等への支援）
第19条　市は、子どもの健やかな成長と、家庭において安心して子育てできるような環境をつくるために、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組みます。
２　市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、困難を抱えている家庭が声を上げ、支援が受けられるように、施設関係者及び団体等と連携・協力し、子育てしやすい環境づくりを行います。

〇杉並区
第４章子どもの権利の保障に関する施策等
（子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証）
第１１条　区は、子どもの権利の保障に関する施策についての計画を定めるものとする。
２ 区は、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について検証し、改善を図るものとする。
３ 第１項の規定による計画の策定及び前項の規定による検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
（相談体制の整備）
第１２条　区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
（暴力等の防止等のための措置）
第１３条　区は、暴力等の防止、暴力等を受けた者等に対する相談の実施及び暴力等を受けた者の救済のために必要な措置を講ずるものとする。
（子どもの居場所の確保）
第１４条　区は、子どもの年齢及び発達の程度、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
（子どもの意見表明等）

第１５条　区は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　区は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

３　区は、子どもがその年齢及び発達の程度に応じて多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（子どもの権利に関する啓発活動及び支援）

第１６条　区は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

２　区は、子どもの権利について、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（子ども等に対する支援等）

第１７条　区は、子どもの年齢及び発達の程度、その置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

２　区は、子ども及びその保護者が地域社会から孤立することのないよう、地域において子ども及びその保護者を見守るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　区は、子ども関係施設が実施する子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うものとする。

（関係者相互の連携の確保）

第１８条区は、子どもに関する施策が適切かつ円滑に行われるよう、子どもに関する施策に関係する機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。